

議案説明会実施要領

- 1 全員により東庁舎5階大会議室で行う。
- 2 説明は、局別スケジュールに従い、各局より内容を中心に行う。
- 3 説明に対する質問は行わない。
- 4 出席者が半数に満たなくても、スケジュールどおり始める。
- 5 各局の説明は、局別スケジュールの予定時間にかかわらず順次進める。

平成30年11月定例会議案説明会日程（案）

11月22日（木）	午 前	10:00 ～ 10:05	財 政
		10:05 ～ 10:10	総 務
		10:10 ～ 10:15	健康福祉
		10:15 ～ 10:20	教 育
		10:20 ～ 10:25	緑政土木
		10:25 ～ 10:30	市民経済
		10:30 ～ 10:35	住宅都市

平成30年度11月補正予算の概要

○ 補正規模

百万円

一 般 会 計	265
特 別 会 計	451
計	716

○ 補正内訳

百万円

民間ブロック塀等撤去助成	26
小学校用地の取得	139
土地区画整理組合への資金貸付	200

○ 繰越明許費 10件

平成30年11月定例会補正予算資料

(単位：千円、%)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計	公 営 企 業 会 計	総 計
A ㊿ 当 初 予 算	1,209,738,000	1,059,478,096	434,063,023	2,703,279,119
㊿ 11 月 補 正	265,000	451,000	—	716,000
B ㊿ 11 月 現 計 予 算	1,210,395,563	1,060,066,173	434,114,258	2,704,575,994
C ㊿ 当 初 予 算	1,171,188,000	1,079,361,338	433,258,703	2,683,808,041
㊿ 11 月 補 正	190,588	53,000	—	243,588
D ㊿ 11 月 現 計 予 算	1,172,346,945	1,080,065,427	433,258,703	2,685,671,075
㊿ 最 終 予 算	1,193,620,451	1,090,382,165	433,204,253	2,717,206,869
B/A	100.1	100.1	100.0	100.0
B/D	103.2	98.1	100.2	100.7
(参考) A/C	103.3	98.2	100.2	100.7

(注) 公営企業会計は歳出額を掲げた。

平成30年度11月補正予算の概要

1 総括 (歳出)

(単位：千円)

会 計	款 (又は会計)	補 正 前 の 額	補 正 額	計
一般会計		1,210,130,563	265,000	1,210,395,563
	住宅都市費	52,544,345	126,000	52,670,345
	教育費	184,296,039	139,000	184,435,039
特別会計		1,059,615,173	451,000	1,060,066,173
	土地区画整理 組合貸付金	264,532	200,000	464,532
	基 金	100,127,375	26,000	100,153,375
	公 債	479,076,472	225,000	479,301,472
総 計		2,703,859,994	716,000	2,704,575,994

2 歳 出

(1) 一般会計

(単位：千円)

局 別	事 項	金 額	左 の 財 源	説 明
住宅都市	民間ブロック塀等撤去 助成	26,000	繰入金 26,000	道路に面する高さ1m以上の民間ブロック塀等撤去費助成について、助成件数を追加 助成件数 300→700件
	土地区画整理組合貸付 金会計支出金	100,000	一般財源 100,000	土地区画整理組合貸付資金の貸付
教育	小学校用地の取得	139,000	地方債 125,000 一般財源 14,000	苗代小学校の教材園用地の取得
一 般 会 計 計		265,000	特定財源 151,000 一般財源 114,000	

(2) 特別会計

(単位：千円)

会計	事項	金額	左の財源	説明
土地 区画 整理 組合 貸付金	土地区画整理組合への 資金貸付	200,000	地方債 100,000 繰入金 100,000	上志段味特定土地区画整理組合 への資金貸付
基金	財源の繰出	26,000	基金積戻金 26,000	震災対策事業基金
公債	起債額の繰出	225,000	地方債 225,000	義務教育施設整備公債 125,000 土地区画整理組合貸付金充当公債 100,000
特別会計計		451,000	特定財源 351,000 一般財源 100,000	
総計		716,000	特定財源 502,000 一般財源 214,000	

3 歳 入

(単位：千円)

会計・款	金額	説明
一般会計	265,000	
繰入金	26,000	基金会計繰入金 震災対策事業基金積戻金の繰入
繰越金	114,000	前年度繰越金
市債	125,000	教育債 義務教育施設整備費に充当
特別会計	451,000	
土地区画整理 組合貸付金	200,000	他会計繰入金 100,000 一般会計借入金 市債 100,000 土地区画整理組合貸付金に充当
基金	26,000	震災対策事業基金収入 基金積戻金

(単位：千円)

会計・款	金額	説明	
公債	225,000	起債額収入	
		義務教育施設整備公債	125,000
		土地区画整理組合貸付金充当公債	100,000
総計	716,000		

4 繰越明許費

(単位：千円)

会計	局別	款	項	事業名	金額
一般	健康福祉	健康福祉費	社会福祉費	改元に伴う福祉総合情報システム等の改修	5,000
			老人福祉費	改元に伴う保険年金システム等の改修	3,540
			生活保護費	改元に伴う生活保護業務関連システム等の改修	1,620
			国民年金費	改元に伴う保険年金システムの改修	790
			環境衛生費	改元に伴う食肉衛生検査システムの改修	200
	市民経済	市民経済費	区役所費	改元に伴う住民記録システム等の改修	4,180
	住宅都市	住宅都市費	都市計画費	金山総合駅連絡通路橋の耐震補強	31,000
国民健康保険	健康福祉	国民健康保険費	事業費	改元に伴う保険年金システムの改修	5,470
後期高齢者医療	健康福祉	後期高齢者医療費	事業費	改元に伴う保険年金システム等の改修	1,640
介護保険	健康福祉	介護保険費	事業費	改元に伴う介護保険システムの改修	1,530

平成30年11月定例会 提出議案の概要（財政局）

1 一般案件

件 名	概 要
当せん金付証票の発売について (第141号議案)	<ol style="list-style-type: none">1 概要 公共事業等の財源に充てるために発売する当せん金付証票（宝くじ）の平成31年度発売総額を定めるもの。2 発売総額 300億円以内3 根拠法 当せん金付証票法（昭和23年7月12日法律第144号）第4条第1項

平成30年11月定例会 提出議案の概要（総務関係）

1 条例案

件 名	概 要
名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について (第126号議案)	<p>(1) 趣 旨 公職選挙法の一部改正に伴い、名古屋市議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関して必要な事項を定めるもの。</p> <p>(2) 主な内容 名古屋市議会の議員の選挙における候補者は、一定の限度額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料（公費負担）で作成することができることとする。 ※候補者1人あたりの公費負担の限度額 7円51銭×8千枚＝60,080円</p> <p>(3) 施行期日 平成31年3月1日</p>

件 名	概 要												
職員の給与に関する 条例の一部改正につ いて (第 127 号議案)	<p>(1) 趣 旨 本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与の改定等を行うもの。</p> <p>(2) 主な内容</p> <p>ア 条例の公布の日から施行（平成 30 年 12 月 1 日適用） 勤勉手当の支給割合を改定（市内民間事業所における支給状況を考慮して、年間支給割合を 0.05 月分引上げ）</p> <table border="1" data-bbox="655 837 1386 992"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.40 月分</td> <td>4.45 月分 (+0.05 月分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※期末・勤勉手当の支給割合</p> <p>イ 平成 31 年 4 月 1 日から施行</p> <p>(ア) 期末・勤勉手当の支給割合を改定 平成 31 年度以降において、6 月期及び 12 月期の期末・勤勉手当の支給割合を均等になるように配分</p> <p>(イ) 初任給の給料月額を引上げ 職員の初任給が民間の初任給を下回っていることを踏まえ、大学卒の初任給水準を引上げ</p> <table border="1" data-bbox="660 1532 1391 1686"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>205,160 円</td> <td>211,025 円 (+5,865 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域手当を含む。</p> <p>(参考) 平成 30 年 4 月時点の大学卒の初任給</p> <table border="1" data-bbox="660 1841 1391 1995"> <thead> <tr> <th>本市行政職</th> <th>民間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>205,160 円</td> <td>210,993 円 (+5,833 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本市行政職は、地域手当を含む。</p>	改定前	改定後	4.40 月分	4.45 月分 (+0.05 月分)	改定前	改定後	205,160 円	211,025 円 (+5,865 円)	本市行政職	民間	205,160 円	210,993 円 (+5,833 円)
改定前	改定後												
4.40 月分	4.45 月分 (+0.05 月分)												
改定前	改定後												
205,160 円	211,025 円 (+5,865 円)												
本市行政職	民間												
205,160 円	210,993 円 (+5,833 円)												

平成30年11月定例会 提出議案の概要 (健康福祉局)

1 条例案

件 名	概 要
<p>名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の制定について (第 128号議案)</p>	<p>1 制定の趣旨 障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関し基本となる事項を定めるもの。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 障害を理由とする差別の解消の推進についての基本理念</p> <p>(2) 障害を理由とする差別の禁止</p> <p>① 市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止</p> <p>② 市及び事業者が行う合理的配慮の提供</p> <p>(3) 障害を理由とする差別を解消するための体制</p> <p>① 障害者差別相談センターを中心とした相談体制</p> <p>② 紛争解決の仕組み</p> <p>③ 障害者差別解消調整委員会の設置</p> <p>(4) 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策</p> <p>① 障害及び障害者に対する理解と関心を深めるための啓発</p> <p>② 手話言語の普及や障害特性に応じた意思疎通手段の利用促進</p> <p>③ 障害者差別解消支援会議の設置</p> <p>3 施行期日 平成31年 4月 1日</p>

2 一般会計補正予算 (第 130号議案)

繰越明許費

事 項	金 額	概 要		
改元に伴う福祉総合情報システム等の改修	千円 11,150	新元号が平成31年 4月以降に公表される見込みとなったことによる繰越		
		(単位：千円)		
		項	事業名	繰越額
		社会福祉費	改元に伴う福祉総合情報システム等の改修	5,000
		老人福祉費	改元に伴う保険年金システム等の改修	3,540
		生活保護費	改元に伴う生活保護業務関連システム等の改修	1,620
		国民年金費	改元に伴う保険年金システムの改修	790
環境衛生費	改元に伴う食肉衛生検査システムの改修	200		

3 国民健康保険特別会計補正予算 (第 131号議案)

繰越明許費

事 項	金 額	概 要
改元に伴う保険年金システムの改修	千円 5,470	新元号が平成31年 4月以降に公表される見込みとなったことによる繰越

4 後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 132号議案)

繰越明許費

事 項	金 額	概 要
改元に伴う保険年金システム等の改修	千円 1,640	新元号が平成31年 4月以降に公表される見込みとなったことによる繰越

5 介護保険特別会計補正予算 (第 133号議案)

繰越明許費

事 項	金 額	概 要
改元に伴う介護保険システムの改修	千円 1,530	新元号が平成31年 4月以降に公表される見込みとなったことによる繰越

平成30年11月定例会 提出議案の概要（教育委員会）

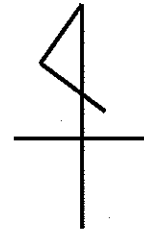
1 補正予算（第130号議案）

件名	金額	概要
小学校用地の取得	千円 139,000	<p>(1) 概要 苗代小学校において、学校用地の狭あい化解消のため、教材園として無償貸与を受けていた用地を取得するもの。</p> <p>(2) 所在地等 愛知県名古屋守山区苗代一丁目910番地 1,300.79平方メートル</p>

2 一般案件

件名	概要
財産の処分について (第138号議案)	<p>(1) 概要 公的利用の見込みがないと判断したことに伴い、土地を処分するもの。</p> <p>(2) 財産の表示 土地 愛知県知多郡武豊町字下山ノ田64番275始め2筆 雑種地 141,424.87平方メートル</p> <p>(3) 売払金額 236,000,000円</p> <p>(4) 売払いの相手方 愛知県知多郡美浜町大字豊丘字樹木104番地37 株式会社フラゴラ 代表取締役 石川雅巳</p>

(参 考)



 売払予定地

平成30年11月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 一般案件

件 名	概 要										
<p>指定管理者の指定 について (第139号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 道路附属物自動車駐車場の指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 指定の相手方</p> <table border="1" data-bbox="454 784 1412 1612"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 784 710 873">施設の名称</th> <th data-bbox="710 784 1412 873">指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 873 710 1064">名古屋市 池下駐車場</td> <td data-bbox="710 873 1412 1064">名古屋市熱田区神宮三丁目6番34号 株式会社リテールバックオフィスサポート 代表取締役社長 林 英利</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1064 710 1243">名古屋市 吹上中央帯 駐車場</td> <td data-bbox="710 1064 1412 1243">名古屋市千種区吹上二丁目6番3号 吹上駐車場管理運営共同体 代表者 壺谷 幸也</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1243 710 1422">名古屋市 大曾根 駐車場</td> <td data-bbox="710 1243 1412 1422">名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 山口 正孝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 1422 710 1612">名古屋市 吹上駐車場</td> <td data-bbox="710 1422 1412 1612">名古屋市千種区吹上二丁目6番3号 吹上駐車場管理運営共同体 代表者 壺谷 幸也</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p>	施設の名称	指定の相手方	名古屋市 池下駐車場	名古屋市熱田区神宮三丁目6番34号 株式会社リテールバックオフィスサポート 代表取締役社長 林 英利	名古屋市 吹上中央帯 駐車場	名古屋市千種区吹上二丁目6番3号 吹上駐車場管理運営共同体 代表者 壺谷 幸也	名古屋市 大曾根 駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 山口 正孝	名古屋市 吹上駐車場	名古屋市千種区吹上二丁目6番3号 吹上駐車場管理運営共同体 代表者 壺谷 幸也
施設の名称	指定の相手方										
名古屋市 池下駐車場	名古屋市熱田区神宮三丁目6番34号 株式会社リテールバックオフィスサポート 代表取締役社長 林 英利										
名古屋市 吹上中央帯 駐車場	名古屋市千種区吹上二丁目6番3号 吹上駐車場管理運営共同体 代表者 壺谷 幸也										
名古屋市 大曾根 駐車場	名古屋市中川区八熊二丁目1番11号 株式会社日本メカトロニクス 代表取締役 山口 正孝										
名古屋市 吹上駐車場	名古屋市千種区吹上二丁目6番3号 吹上駐車場管理運営共同体 代表者 壺谷 幸也										

件 名	概 要		
	(参考)		
	施設の名称	選 定 の 理 由	申請者数
	名古屋市 池下駐車場	<p>名古屋市池下駐車場の指定管理者については、名古屋市道路附属物自動車駐車場条例第9条第3項において、隣接する自動車駐車場を一体的に管理することができる者を選定するよう定められている。</p> <p>株式会社リテールバックオフィスサポートは、現指定管理者であるオークワ・RBSグループの構成員として名古屋市池下駐車場の管理を主として担い、隣接する自動車駐車場との一体管理によって指定管理者制度導入前より経費削減を実現した。</p> <p>また、現指定期間においては、平成27年度から平成29年度まで当初の事業計画を大幅に超える収支利益を確保し、その一部を名古屋市への追加納付金として還元した実績は評価できるものであり、次期指定管理期間の事業計画も適切なものであったため、選定した。</p>	1 (非公募)

件 名	概 要		
	施設の名 称	選 定 の 理 由	申 請 者 数
	名 古 屋 市 吹上中央帯 駐 車 場	吹上駐車場管理運営共同体は、これまでの管理実績や経験に基づき利用者ニーズを把握した提案がなされた点が評価できる。さらに、振興会館との一体管理による効率的な管理運営により経費削減を行っている点が高く評価できる。これらのことから、候補者としてふさわしいと判断した。	1
	名 古 屋 市 大 曾 根 駐 車 場	株式会社日本メカトロニクスは、実績に基づく安定した収入計画や利用促進策を誠実に提案している点が高く評価できる。さらに、「道路附属物」という本施設の特徴をよく理解し、施設特性上生じる各制約下でも十分に実現可能な提案がなされている点が非常に高く評価できる。これらのことから、候補者として最も優れていると判断した。	5
	名 古 屋 市 吹上駐車場	吹上駐車場管理運営共同体は、これまでの管理実績や経験に基づき利用者ニーズを把握した提案がなされた点が評価できる。さらに、振興会館との一体管理による効率的な管理運営により経費削減を行っている点が高く評価できる。これらのことから、候補者としてふさわしいと判断した。	1

平成30年11月定例会 提出議案の概要（市民経済局）

1 一般会計補正予算（第130号議案）

件名	金額	概要
住民記録システム等の改修	千円 —	<p>(1) 趣旨 平成31年5月1日に実施される改元に係る新元号について、公表時期が平成31年4月以降となる見込みのため、公表日以降にしか実施できないシステム改修に係る経費について繰り越すもの。</p> <p>(2) 内容 繰越明許費 4,180千円</p>

2 一般案件

件名	概要						
指定管理者の指定について (第140号議案)	<p>(1) 趣旨 名古屋市コミュニティセンターの指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 内容 ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設の名称</th> <th>指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋市岩塚コミュニティセンター</td> <td>岩塚学区連絡協議会</td> </tr> <tr> <td>名古屋市松原コミュニティセンター</td> <td>松原学区連絡協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 指定の期間 施設の供用開始日から平成40年3月31日まで</p>	施設の名称	指定の相手方	名古屋市岩塚コミュニティセンター	岩塚学区連絡協議会	名古屋市松原コミュニティセンター	松原学区連絡協議会
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市岩塚コミュニティセンター	岩塚学区連絡協議会						
名古屋市松原コミュニティセンター	松原学区連絡協議会						

平成 30 年 11 月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

1 条例案

件 名	概 要						
<p>名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について (第 129 号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 建築基準法等の改正に伴い、規定を整備するもの</p> <p>(2) 概要 建築物の容積率の最高限度について、老人ホーム等の共用廊下及び階段部分並びに宅配ボックス設置部分を、一定の範囲内で、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分として追加する。</p> <table border="1" data-bbox="480 792 1386 1037"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 792 954 853">条例改正による不算入部分</th> <th data-bbox="954 792 1386 853">適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 853 954 945">老人ホーム等の共用廊下 及び階段部分</td> <td data-bbox="954 853 1386 945">制限なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 945 954 1037">宅配ボックス設置部分</td> <td data-bbox="954 945 1386 1037">床面積の合計の 1/100 以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行期日 公布の日</p>	条例改正による不算入部分	適用範囲	老人ホーム等の共用廊下 及び階段部分	制限なし	宅配ボックス設置部分	床面積の合計の 1/100 以内
条例改正による不算入部分	適用範囲						
老人ホーム等の共用廊下 及び階段部分	制限なし						
宅配ボックス設置部分	床面積の合計の 1/100 以内						